お金を貸した従業員が 行方不明に!

ラブルは怖くない

宮下正彦 弁護士

例

宮下弁護士を訪ねました。

からの返済は最初の数ヶ月のみで滞っています。夕見さいま困り果て、と、実はマンションを購入した事実もないことが判明しました。Aさん

人であるAさんの親戚とも連絡が取れない状態。

周辺情報を調べてみる

家族とも、

融資を 保証

認めました。

ところが、

、先日から突然出社しなくなり、

日頃の勤務態度も良好だったことから、

「マンションを購入するので融資をしてほし

い」との申し出があり、

Aさんからは

品製造業を営む

汐見さん

は、

年

従

業員

0

Α

さん

に社内融資

でしょうか? ておけば会社として損失が生じてしまいま なってもう一○日になります。このまま放 0 なんとか融資金を回収する方法はない Aさんが会社を無断欠勤するように

. の

ましたか? 宮下 行方不明になって いる原因は特定でき

すが、どうらっちですだってまだ不確かで知り合いに聞いた情報ですのでまだ不確かで、現しいこと、スノの家族とも連絡が取れず、親しい うなのです。 消費者金融から貴社宛に連絡が入ることも予 況にあったのかもしれませんね。今後、その なくてはならないほど追いつめられている状 **宮下** なるほど。社内融資を受けても返済し すが、どうやら消費者金融に借金があったよ

今後とるべき対応について

想されます。

汐見 んな場合ですか? がたとえ従業員の責任によるものでなくて 社員が無断で欠勤し続ける場合、欠勤の理由 普通解雇理由として認められます。 例えば、不慮の事故や災害などで長期 従業員の責任によらない欠勤とは、 労働基準法では、ある事業所に勤める سل

にわたって会社に来られないような場合が考

をすることが

るでしょう。 りますので、 とすると、失踪の責任は当然Aさんにあ 済金として社内融資金を充てているのだ 融などの取り立てから逃げており、 懲戒解雇を行うこともでき Aさんが消 返

るものとして行われるものです。
反等、企業規則に違反した従業員を罰す るのに対し、 使用者側の都合により行われるものであ の欠如や傷病等による労務不能により、 「普通解雇」が労働者の業務遂行能力 「懲戒解雇」は服務規則違

います。ない長期の無断欠勤に該当するとされてない長期の無断欠勤に該当するとされて 外認定を受ける必要があります。無断欠解雇を行うには、役所から解雇予告の除 勤を理由に解雇をする場合、一般的には りませんが、このような予告なしに即時 て三〇日前に解雇の予告をしなければな 解雇を行うためには、 が則とし

汐見 失踪してから数日で二週間です。 働基準法上、賃金控除などについて協定 く回収ができない可能性はあります。 資金の回収ができなくては意味が ます。しかし、 私としては、当然懲戒解雇を考えており 確かに、 クビにしたところで、 懲戒解雇の場合、まった ない 融 労 . の

> 退職金(の一段の一般である。 能しません。 ものが支払われないので、このよう協 が、懲戒解雇の場合、原則的には退職金その 雇 部)を充てることが可能です \mathcal{O} 場合には、このような回 定も機 収 12

と思っています。 うであれば、普通解雇にすることも考えたい 者としての本音です。ただ、今後、Aさんの 職金なんて支払いたくないというの 家族や親戚とも連絡が取れない状態が続くよ そもそも、 無断欠勤が続いた社員に退 が、 経営

ためにも、 いますか? 必要があるのですが、それはきちんとされ 定を、従業員の代表者との間で合意しておく ところで、退職金と融資金を相殺する 労働基準法に基づいた賃金控除協

汐見 結んだことはありません。 想定していなかったので、そのような協定を いいえ・・・このような事態をまったく

とはできません。 うから一方的に融資金を退職金で相殺するこ そうなると、残念ながら汐見さんの

汐 見 本人に支払わなければならないものです。らの者に退職金を支払ってはならず、Aさ 受けたと申し出てきたとしても、 消費者金融や親戚などが退職金債権の譲渡を 三者に譲渡された場合も同様であり、 金を労働者に直接支払わなければなりませ その筋の人たちが大挙して来かねません・・・。 らどのような対策をすればよいのですか? 融の業者などから、請求などが来てしまった ん。このことは、例えばその退職金債権が第 本人から連絡がなくても、借金があるのなら でも、本人不在のまま、 退職金は賃金の一種であり、会社は賃 万一消費者 会社 例えば Aさん はこれ

もっとも、これらの者が裁判所から仮差押や 差押の決定を得た場合、 もちろんないことになります。 消費者金融などの申し出に応 これを拒 絶するこ